

令和4年

第8回 阿賀野市農業委員会総会

議 事 録

令和4年7月29日 招 集

阿 賀 野 市 農 業 委 員 会

令和4年 第8回阿賀野市農業委員会総会会議録

1 令和4年第8回阿賀野市農業委員会総会は、令和4年7月29日(金) 午後1時30分より、阿賀野市 笹神支所 4階 議場に招集された。

2 出席者は次のとおりである。

○農業委員

1番 本田 充	2番 中村 孝幸	3番 齋藤 正人
5番 渡辺 隆	6番 上松 千恵	7番 本間 多佳子
8番 皆川 光浩	9番 阿部 萬紀夫	10番 齋藤 瑞穂
11番 菅井 茂	13番 笠原 尚美	14番 小林 章男
15番 見尾田 正行		

○推進委員

1番 渡邊 聡	2番 辻 繁雄	3番 圓山 徳明
4番 塩田 亨	5番 那須野 一吉	6番 五十嵐 和則
7番 小林 隆司	8番 伊藤 剛栄	9番 齋藤 広範
10番 長谷川 政男	11番 松崎 学	

3 欠席委員

○農業委員 4番 曾我 憲司 12番 渡邊 悟

○推進委員 なし

4 遅参委員 なし

5 早退委員 なし

6 会長の命により出席した者

事務局長	宮嶋 正憲
次長	大瀧 秀樹
係長	齋藤 恵
係長	野崎 耕一
主幹	杉山 真紀

7 会議の日程は次のとおりである。

日程第1	議事録署名委員の指名について
日程第2	会期の決定について
日程第3	報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第4	報告第2号 農地法の適用を受けない事実確認証明書の交付について
日程第5	報告第3号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用配分計画の決定について
日程第6	議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
日程第7	議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
日程第8	議案第3号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について

8 審議の結果は次のとおりである。

議長 (見尾田)	定刻となりましたので、ただ今より令和4年7月定例総会を開会いたします。 只今の出席委員は13名です。定足数に達しております。 本日の欠席委員は4番 曾我委員、12番 渡邊悟委員の2名です。 推進委員の欠席はありません。 それでは、日程第1 議事録署名委員を指名いたします。 5番 渡辺委員、6番 上松委員、7番 本間委員を指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。
委員	(「異議なし」の声)
議長 (見尾田)	異議なしと認め、議事録署名委員を、5番 渡辺委員、6番 上松委員、7番 本間委員にすることに決定いたしました。 続きまして、日程第2 会期の決定について、お諮りします。 会期については、本日1日限りにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。
委員	(「異議なし」の声)
議長 (見尾田)	異議なしと認め、会期を本日1日限りにすることに決定しました。 本日の書記は、宮嶋局長、大瀧次長、斎藤係長、野崎係長、杉山主幹であります。 それでは、日程第3 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。 野崎係長、お願いします。
事務局 (野崎)	議案書の1ページをご覧ください。 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について説明をいたします。 今月は2件あります。 契約内容別では、農地法第3条の使用貸借権設定の解約が1件、農用地利用集積計画の賃貸借権設定の解約が1件あります。 解約事由は、農用地利用集積計画の賃貸借権設定で借り手の変更のための解約が1ページの受付番号14番です。 続きまして、売買のための解約が1ページの受付番号13番です。 そのほか詳細につきましては、記載のとおりであります。 以上で報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について説明を終わります。
議長 (見尾田)	ありがとうございました。 事務局の説明が終わりました。 報告案件ではありますが、ご質疑がございましたらお願いします。 よろしいでしょうか。
委員	(「なし」の声)

議長 (見尾田)	<p>質疑なしと認めます。 ご承知おきをお願いします。 続きまして、日程第4 報告第2号 農地法の適用を受けない事実確認証明書の交付について、を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。 野崎係長、お願いします。</p>
事務局 (野崎)	<p>議案書の3ページをご覧ください。 報告第2号 農地法の適用を受けない事実確認証明書の交付について説明をいたします。 受付番号1番、申請者は記載のとおりです。 土地の所在が今板字牛平(うしだいら)、地目、台帳・現況がともに田、地積が391㎡、これを含めまして合計3筆で2,028㎡です。新地目が原野です。 申請理由は、申請地は国道と河川に挟まれた場所で、水利も悪く、耕作不便なことから、長年にわたり耕作しておらず、前後の隣地も含め周囲は同じような原野状態になっています。 このような状況では、農地として復旧しても継続的な利用は困難であるため、農地台帳から除外をお願いするものです。 申請地の確認状況は、令和4年6月24日に農業委員5名と事務局3名で確認してまいりました。 申請地は、山間地に存在し、長年、不耕作となっていました。 現在は原野化による荒廃が著しく、周囲の状況も同様で農地として利用するには困難であることを確認してまいりました。 農地区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地として、「その他の農地」の第2種農地と判断しました。 場所につきましては、4・5ページの位置図・案内図をご覧ください。 笹神地区の今板集落になります。国道290号、出湯の信号機から南に800mほど進んだ西側の付近になります。 6ページの更正図に申請地を濃く塗りつぶしで表示しております。申請地の間に道と表記されておりますが、それすらもわからず、中に入れないような状態になっていました。 なお、中ほどに一部塗りつぶされていない「1142番3」については、すでに農地ではありません。 以上で報告第2号、農地法の適用を受けない事実確認証明書の交付について、説明を終わります。</p>
議長 (見尾田)	<p>ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。 この案件につきましては、現地調査を実施しておりますので、現地確認報告をお願いします。 7番 本間委員より現地確認報告をお願いします。</p>
委員(本間)	<p>7番 本間です。この案件は6月24日の現地確認ということで行ってまいりました。事務局の説明どおりでありまして、周りも全部荒れておる状態で、原野で仕方がないなということで見てまいりました。なおも、みなさまの慎重なるご審議、よろしく願いいたします。以上です。</p>
議長 (見尾田)	<p>ありがとうございました。 報告案件ではありますが、ご質疑がございましたらお願いします。 よろしいでしょうか。</p>

委員	(「なし」 の声)
議長 (見尾田)	<p>質疑なしと認めます。 ご承知おきをお願いします。 ここで説明員を交代します。</p> <p>— 説明員 交代 斎藤係長 —</p>
議長 (見尾田)	<p>続きまして、日程第5 報告第3号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用配分計画の決定について、を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。 斎藤係長、お願いします。</p>
事務局 (斎藤)	<p>報告第3号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用配分計画の決定について、報告いたします。 このたびは配分の移転の報告となります。 3件、44筆、55, 872㎡について、報告します。 議案書の7ページ1番から、9ページ3番までとなります。 令和4年8月29日、新潟県が公告をすることから、移転後の開始は令和4年8月30日、終了及び賃貸借料は各案件固定となっておりますので、土地の所在地、地目、地積、賃貸借料につきましては、読み上げは省略します。 なお、配分計画の譲受人は、農地中間管理事業 農用地等借受申出登録者です。 以上、報告を終わります。</p>
議長 (見尾田)	<p>ありがとうございました。 事務局の説明が終わりました。 報告案件ではありますが、ご質疑がございましたらお願いします。 よろしいでしょうか。</p>
委員	(「なし」 の声)
議長 (見尾田)	<p>質疑なしと認めます。 ご承知おきをお願いします。 ここで説明員を交代します。</p> <p>— 説明員 交代 野崎係長 —</p>
議長 (見尾田)	<p>続きまして、日程第6 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。 野崎係長、お願いします。</p>
事務局 (野崎)	<p>議案書の13ページをご覧ください。 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について説明いたします。 今月の申請件数は、所有権移転が2件、11筆、合計面積が9, 535.69㎡です。 内容について説明します。</p>

受付番号11番、新保字駒込、地目、台帳・現況がともに田、地積815㎡、これを含めまして合計2筆で1,583㎡です。

譲受・譲渡理由は「相手方の要望」と「財産処分」です。

契約の内容は、総額で158,300円での売買です。

受付番号12番、新保字駒込、地目、台帳・現況がともに田、地積1,585㎡、これを含めまして合計9筆で7,952.69㎡です。

譲受・譲渡理由は「相手方の要望」と「財産処分」です。

契約の内容は、総額で795,269円の売買です。

以上ですが、本議案について、審査基準の全ての項目について、申請書に記載された内容が、当該審査基準に該当するか否かについて説明を申し上げます。

最初に、申請地に「小作人がいるかどうか」については、農地基本台帳及び申請者より該当しないことを確認いたしました。

また、譲受人が権利取得後に、「今回取得する全ての農地について耕作されるか」という点については、譲受人からの聴取及び農機具等の所有状況から耕作が行われるものと判断いたしました。

次に権利取得後の「農業従事及び効率的な利用」については、通作距離及び農機具等の所有状況等から、問題はないと判断いたしました。

「下限面積」については、全ての案件について要件を満たしております。

また地域との調和要件については、地区担当委員からの現地調査結果でも「許可相当」との報告をいただいております。

以上で議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、説明を終わります。

議長
(見尾田)

ありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。

これから審議に入ります。

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、ご質疑がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

委員

(「なし」の声)

議長
(見尾田)

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、原案のとおり承認し、許可することにご異議ございませんか。

委員

(「異議なし」の声)

議長
(見尾田)

異議なしと認めます。

したがいまして、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、原案のとおり承認し、許可することに決定いたしました。

続きまして、日程第7 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

野崎係長、お願いします。

事務局
(野崎)

議案書15ページをご覧ください。

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について説明いたします。

続きまして、29ページになります。

受付番号16番、賃貸借権設定による一時転用です。

借り人・貸し人は記載のとおりです。

土地の所在が保田字向野（むかいの）、地目、台帳・現況がともに田、地積が1,084㎡、これを含めまして合計7筆で6,995㎡の内、6,278㎡です。

転用目的は陸砂利採取に伴う搬出入路及び表土置場で、資金計画は記載のとおりです。

利用期間が令和4年8月25日から令和7年8月24日まで、農地区分は、農用地区域内となっており原則許可できない場所ではありますが、砂利採取事業に関連する一時的な転用であり例外的に許可できるものとなっております。

転用事由は、先ほど保田字中川原の陸砂利採取を実施するために搬出入路及び表土置場として一時転用するものです。

場所につきましては、30・31ページの位置図・案内図をご覧ください。安田地区砂山集落の北側に位置する農地になります。

32ページは、更正図で、申請地を濃く表示しております。

33ページの平面図には搬入路と表土置場を表記しております。

続きまして、34ページになります。

受付番号17番、使用貸借権設定による永久転用です。

借り人・貸し人は記載のとおりです。

土地の所在が百津町、地目、台帳・現況がともに畑、地積が109㎡です。

転用目的は個人住宅建設用地で、資金計画は記載のとおりです。

工事期間は、令和4年8月27日から令和5年6月30日まで。

農地区分につきましては、都市計画法に規定する用途地域の「第一種中高層住居専用地域」に定められており、第3種農地となります。

許可基準は、許可可能であります。

転用事由は、申請者は現在アパートに居住しておりますが、子供が大きくなり手狭になったため、父の所有する当該地を使用貸借して住宅を建築するものです。

場所につきましては、35・36ページの位置図・案内図をご覧ください。

国道49号、水原中学校入り口から西側に400m、左折して100mほどの位置にあります。

37ページには、更正図に申請地として濃く塗りつぶして表示しております。

38ページは土地利用計画図・排水計画図です。申請地に隣接する宅地の一部を分筆し、住宅を建設するものです。生活雑排水は公共下水道に接続し、雨水は道路側溝へ流す計画です。

39・40ページは平面図、41ページは立面図です。

続きまして、42ページになります。

受付番号18番、賃貸借件設定による一時転用です。

借り人・貸し人は記載のとおりです。

土地の所在が小松字池ノ沢（いけのさわ）、地目、台帳・現況がともに畑、地積が548㎡の内418.1㎡です。

転用目的は、工事用地で、資金計画は記載のとおりです。

工事期間は、令和4年8月1日から令和7年4月30日まで、農地区分は、農用地区域外にある農地であって、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれにも該当せず、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない農地であり、「その他の農地」の第2種農地と判断しました。

許可基準は、一時転用であり許可可能であります。

転用事由は、磐越自動車道4車線化事業に伴う工事用用地として使用するため、一時転用申請をするものです。

場所については43・44ページの位置図・案内図をご覧ください。

安田地区、小松地内の磐越自動車道宝珠山トンネルの東側出入口付近になります。

45ページの更正図では塗りつぶしで申請地を表示しております。

46・47ページは土地利用計画図・排水計画図です。

磐越自動車道を4車線化するため、現在の高速道路の南側、国道49号側に新たな車線を設置する計画で、詰所・受電設備・車両スペースの配置、その工事をするために申請地を借用するものです。

続きまして、48ページになります。

受付番号19番、賃貸借件設定による一時転用です。

借り人・貸し人は記載のとおりです。

土地の所在が上中野目字割田（わりだ）、地目、台帳・現況がともに畑、地積が227㎡です。

転用目的は、現場事務所及び駐車場で、資金計画は記載のとおりです。

工事期間は、令和4年8月10日から令和5年9月30日まで、農地区分は農用地区域内となっており原則許可できない場所ではありますが、一時的な転用であり例外的に許可できるものとなっております。

許可基準は、一時転用であり許可可能であります。

転用事由は、県営湛水防除事業工場の現場事務所と仮設トイレ及び駐車場として使用するため、一時転用申請をするものです。

場所については49・50ページの位置図・案内図をご覧ください。

水原地区、国道49号、セブンイレブン水原市野山店の信号機から東に300mほど進んだ場所になります。

51ページの更正図では塗りつぶしで申請地を表示しております。

52ページは土地利用計画図です。

なお、排水については、家庭雑排水は手洗いのみであるため、ポリバケツで溜めて持ち帰り、下水処理とします。雨水については地下浸透の予定です。

続きまして、53ページになります。

受付番号20番、使用貸借権設定による永久転用です。

借り人・貸し人は記載のとおりです。

土地の所在が下里字芝野地（しばやち）、地目、台帳が雑種地、現況が畑、地積が539㎡です。

転用目的はエアコンクリーニング研修室建設で、資金計画は記載のとおりです。

工事期間は、令和4年9月1日から令和4年10月30日まで。

農地区分につきましては、申請地は下里集落の住宅が連たんしている区域の農地であり、第3種農地と判断いたしました。

許可基準は、許可可能であります。

転用事由は、申請者は自宅前にある父所有の当該地においてエアコンクリーニング研修室を建設するため、使用貸借権を設定し転用申請するものです。

場所につきましては、54・55ページの位置図・案内図をご覧ください。

京ヶ瀬地区、下里集落の北東部に位置する土地です。

56ページには、更正図に申請地として濃く塗りつぶして表示しております。

57ページは土地利用計画図です。

図面の北側は下り斜面になっており、建物と駐車場は安全のため距離をと

って配置しております。駐車場の東側は雪捨場として使用するものです。
生活雑排水は公共下水道に接続し、雨水は既設水路側溝に流す計画です。
58ページは平面図・立面図です。
以上で議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について説明を終わります。

議長
(見尾田)

ありがとうございました。
事務局の説明が終わりました。
この案件につきましては、現地調査を実施しておりますので、現地確認報告をお願いいたします。
13番、14番、18番案件について、9番 阿部委員より、現地確認報告をお願いします。

委員 (阿部)

9番、阿部です。今月の26日に事務局3名、農業委員3名で現地確認を行ってきました。13番案件なんですけれども、陸砂利採取に伴う入搬出路の申請であります。何年も引き続きやっているこの地区の陸砂利採取なんですけれども、信頼のおける業者が集まっているので、別に問題はないと見てまいりました。
14番案件なんですけれども、22ページを見るとわかるんですけれども、道路側から1149の1の土地なんですけれども、奥側の方に畑があるんですけれども、所有者は一緒だということで、問題ないと見てまいりましたし、また、排水で仕切られて、何ら問題はない場所だと確認してまいりました。
それと18番案件、磐越道の4車線化に伴う案件なんですけれども、44ページを見るとわかるんですけれども、黒塗りの申請地、ここは元来山林で、林で繁茂となっていたところを全部伐採して、業者がある程度ならして、そこに飯場等を建てるという説明を受けました。周りに農地もないので、何ら問題はないものと思って見てまいりました。みなさんの審議をお願いいたします。

議長
(見尾田)

ありがとうございました。
続きまして、15番、16番、17番案件について、7番 本間委員より、現地確認報告をお願いします。

委員 (本間)

7番 本間です。15番案件ですが、こちらも近隣で、近所でも砂利採りをしている場所で、信頼のおける業者でもあります。申請地内に木が生い茂っているところもありましたが、そこもきれいにさせていただけるということで、こちら側としてもよかったんじゃないかという案件でありました。
16番案件、これに伴いました表土置き場ということで、これも何ら問題はないと思い見てまいりました。
続きまして17番案件です。37ページをご覧くださいますと、お隣995の畑となっておりますが、こちらこの申請地の方よりも先に宅地になっておりまして、家が建つというお話でした。生活雑排水の方も、問題はないというふうに見てまいりましたし、いいかと思えます。
なおも皆様の慎重なるご審議をお願いいたします。

議長
(見尾田)

ありがとうございました。
続きまして、19番、20番案件について、13番 笠原会長職務代理より、現地確認報告をお願いします。

委員（笠原） 13番 笠原です。本来であれば曾我委員が現地確認委員だったんですけども、急用ができましたので、わたくしの方で現地確認報告をさせていただきます。

受付番号19番につきましては、48ページをご覧ください。事務局からの報告がありましたとおり、現在休耕中となっている農地でありまして、除草剤等できちんと管理をされているところです。雨水につきましては自然落下、生活雑排水につきましては量的には大した量は使わないということで、バケツ等で日々入れ替えをするというお話でした。近隣の農地への影響もほぼないものと思ひてまいりましたので、みなさまの慎重審議をお願いいたします。

続きまして受付番号20番です。56ページをお開きください。こちらの更正図のとおりなんですが、申請地の下、1300番地が水田となっております。申請地のところから、4mほど、かなりきつい法面がございまして、こちらへの影響がないようにと思ひて見てまいりました。1302番地のところに、ちろりとでている農地の分が、実はすべて法面となっております。かなり急勾配な農地になっておりまして、本来であれば梅であるとか、柿であるとか、果樹も植わっていたので、それをきちんときれいに使用してくださいと言わなければいけないところなんですけれども、1300番地への影響もありますので、下の方の農地に影響を及ぼさない程度の整地をしたのちに、していただくことをお伝えしてまいりました。みなさまの慎重なる審議をよろしくお願いいたします。

議長 どうもありがとうございました。

（見尾田） 現地確認報告が終わりました。

これから審議に入りますが、15番案件の譲渡人の一人が私、見尾田でございます。

農業委員会等に関する法律第31条で規定されている「議事参与の制限」に該当しますので、関係者である私は退室し、該当する案件から先に審議したいと思ひますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

議長 「異議なし」の声が上がりました。異議がないようですので、そのようにいたします。

（見尾田）

それでは、はじめに15番案件を審議いたしますので、議長を会長職務代理の13番 笠原委員と交代し、退室いたします。

－ 会長 退室 －

－ 議長 交代 －

議長（笠原） 今ほど、15番 見尾田委員が退室されました。

会長職務代理の笠原です。

15番案件につきまして、議事参与の制限に該当いたしますので、私が議長を努めさせていただきますので、代理で進めさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

それでは15番案件につきまして、審議いたします。

ご質疑がございましたらお願いいたします。

委員 （「なし」の声）

議長（笠原）	<p>ありがとうございます。「質疑なし」の声がありました。 質疑なしと認めます。 お諮りします。 15番案件について、原案のとおり承認し、許可することにご異議ございませんか。</p>
委員	<p>（「異議なし」の声）</p>
議長（笠原）	<p>異議なしと認めます。 したがいまして、15番案件について、原案のとおり承認し、許可することに決定いたしました。 見尾田委員の入室をお願いいたします。</p> <p>－ 会長 入室 －</p>
議長（笠原）	<p>15番 見尾田委員が着席されました。 15番案件について、原案のとおり承認し、許可することで審議が終了しましたので、議長を退任し、見尾田会長と交代いたします。 ご審議ありがとうございました。</p> <p>－ 議長 交代 －</p>
議長 （見尾田）	<p>それでは先ほど決定した議事参与の案件以外の案件について、審議いたします。 ご質疑がございましたらお願いいたします。 よろしいでしょうか。</p>
委員	<p>（「なし」の声）</p>
議長 （見尾田）	<p>質疑なしと認めます。 お諮りします。 先ほどの議事参与の案件以外の案件について、原案のとおり承認し、許可することにご異議ございませんか。</p>
委員	<p>（「異議なし」の声）</p>
議長 （見尾田）	<p>異議なしと認めます。 したがいまして、先ほどの議事参与の案件以外の案件について、原案のとおり承認し、許可することに決定いたしました。 ここで、説明員を交代いたします。</p> <p>－ 説明員 交代 斎藤係長 －</p> <p>続きまして、日程第8 議案第3号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について、を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。 斎藤係長、お願いします。</p>
事務局	<p>議案第3号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画</p>

(斎藤)

の決定について、説明申し上げます。

今月の受付状況は、所有権移転1件、1筆、792㎡、賃貸借権設定3件、4筆、5,651㎡です。

最初に所有権移転の案件です。

59ページをご覧ください。

譲渡人、譲受人の読み上げは省略させていただきます。

なお、譲受人は、あっせん譲受等候補者名簿登載者です。

また、台帳・現況地目については、いずれも田または畑のため、地籍を含め読み上げは省略させていただきます。

それでは、左より受付番号、土地の所在地、内容順に申し上げます。

1番、山口字野中、792㎡、10a当り650,000円の売買です。

次に、賃貸借権設定の案件です。

60ページをご覧下さい。

1番、小浮字前島、663㎡、10a当り5,000円。

2番、小浮字前島、503㎡、10a当り5,000円。

3番、小浮字前島外1筆、4,485㎡、10a当り5,000円。

以上で、農用地利用集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である農用地利用集積計画の内容が、基本構想に適合するものであること、利用権の設定等を受けた後において、備えるべき要件である農用地のすべてを効率的に利用して、耕作又は養畜の事業を行うと認められること、農作業に常時従事すると認められること、利用権の設定等を受けた後において、農作業に常時従事すると認められない場合の備えるべき要件である地域の農業者との適切な役割分担の下、継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること、利用権を設定する土地について、関係権利者全ての同意が得られていることの各要件を満たしていると考えます。

また、地域との調和要件については、地区担当委員からの現地調査結果でも、許可相当と報告をいただいております。

以上で、議案第3号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について、説明を終わります。

議長
(見尾田)

ありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。

これから審議に入ります。

議案第3号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について、ご質疑がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

委員

(「なし」の声)

議長
(見尾田)

質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第3号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員

(「異議なし」の声)

議長
(見尾田)

異議なしと認めます。

したがって、議案第3号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり承認することに決定いたしました。

以上で、本日の総会の案件の審議はすべて終了いたしました。
ご協力、大変ありがとうございました。

－ 14時25分終了 －

会議の経過を記載して相違ないことを証するためにここに署名する。

令和4年7月29日

議事録署名委員 5番 ⑩

議事録署名委員 6番 ⑩

議事録署名委員 7番 ⑩

議 長
農業委員会会長 ⑩